

くらし・なんでも相談

シリーズ No.18

「日常の中のトラブル」



心穏やかに過ごしたいと願っていても、生活していくなかでは時にトラブルに巻き込まれることもあります。厄介なのは隣近所とのトラブル。その一つひとつが法的にすべて解決できる問題ばかりではありませんが、穏便に解決するためにも専門家のアドバイスを受けたうえで対処することが大切です。

田中善助弁護士
今号は、当相談ダイヤル相談員(元長野県弁護士会会長)の田中善助弁護士の相談事例から、何処にでも起こり得る日常の中のトラブルについてご紹介します。

【事例①】 《うるさい隣家の子供の声》

定年後は夫婦二人で趣味を楽しみながら静かに暮らそうと念願の持ち家に。ところが、お隣りは小学生と幼稚園児の男の子3人の5人家族。毎日、毎日、子供の声がるるさくて気が休まらない。何とかして欲しいがどうしたら良いか。

【回答】

隣人関係なので話し合いによる解決が望ましい。調停に馴染む案件であるが、請求が認められるためには、受忍限度を超える違法な行為であることが必要である。受忍限度内であれば、お互いさまということになる。請求としては、過去の違法行為に対する慰謝料請求を求めることになる。

【事例②】 《アパート住人の迷惑行為》

集合住宅に住んでいるが、居住者の一人がトラックを通路に駐車させ、居住者の一人が困っている。大家に指導してくれとお願ひしてもやってくれないので市役所に相談に行ったら、大家から逆に出て行ってくれと言われた。

【回答】

大家に更に指導するよう申し入れる。申し入れたことで大家に出て行けと言われてもアパートを出る必要はない。大家に申し入れても上手くいかない場合は、裁判所に調停の申立てを行い、調停委員の方から指導してもらおう。調停でも上手くいかない場合は、程度にもよるが、その居住者に対し損害賠償の訴えを提起する。なお、これ等の行為を行うことにより、居住者から逆恨みを受けることがあると思われるが注意をすること。

【事例③】 《隣人とのトラブル》

借家に住んでいる。車の出入口が決まっているのに、隣の家の人は決められた所を通らずに、我家の前を通って行き来するの車の騒音に困っている。大家の了解を得て、古タイヤを置いて自分の所を通れないようにしたが、自分の留守中に、誰かが勝手に古タイヤを動かし玄関前や屋根の上に載せてあった。警察に古タイヤの盗難届を出したが、古タイヤなので窃盗には当たらないような話をされた。

勝手に人のタイヤを動かしたりして、住居不法侵入や、県の迷惑条例違反などの何か罪にならないのか。

【回答】

窃盗罪は、他人の占有する財物をその意に反して奪取する(すなわち占有を奪う)行為である。

古いタイヤが財物と言えるか否か、占有が奪われたか否かが問題になるが、仮に財物に当たるとしても、古タイヤは相談者の支配内にあるのではないかと。従って、窃盗罪が成立するとは言いえないと思われる。

隣人とのトラブルであるから、解決方法の一つとして裁判所に調停を申立て、隣人を相手に、勝手に敷地内を通らないよう調停委員を入れて話し合ったらどうか。

屋根のタイヤを下して原状回復を他人に依頼して行った費用が掛つたら、その損害を隣人相手に訴訟することもできるが、隣人が犯人であることの証拠を出していく必要がある。

【事例④】 《家の前に吐いてある痰》

家の前に決まって痰が吐いてある。誰か分からないが同じ人が吐いているみたいだ。毎日不快な思いをしている。取り締まってくれる所はないか。

【回答】

まず、家の前に痰を吐いている人物を特定する必要がある。軽犯罪法第1条26号は「街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんづばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者は勾留又は科料に処する」と規定している。そのような行為を行った者を警察に告訴できることになる。

人物が特定されており、痰を吐いている場面を写真に撮ってあれば、告訴を受けた警察は、その人物を呼び出し今後そのような行為をしないよう警告してくれるものと思われる。

今、NHKはじめ報道機関や金融機関の各協会など、官民間わず国をあげて振り込め詐欺防止キャンペーンに取り組んでいます。テレビやラジオからも、庶民的な役者が振り込め詐欺に遭わないようにと訴えかけてきます。

そんな最中、「〇〇財務局管理センター」差出の民事訴訟裁判通達書が娘宛に郵送されて来た。裁判取下げのため国際弁護士を紹介され、和解金350万円を2週間前に支払った」と、お金を用立てた父親からの相談です。

お嬢さんには心当たりが全くないのに、出廷命令という文言に驚き、家族で相談して直ぐに差出先へ電話をし、二セの弁護士を紹介され、騙されたものです。詐欺に遭ったとは信じられない様子でしたが、兎に角、振込先の金融機関と最寄りの警察安全課に電話をするなど対処方法をご説明しました。

「振り込んでからではもう遅い!」どんなことでもまず相談を! このキャッチフレーズを一人でも多くの皆さんに知っていただき、被害者がなくなることを願って、私たちは相談活動を更に充実させ取り組んでいきます。

日常の些細な悩みごとから専門的な知識を要する専門家への相談まで、なんでもご相談下さい。

その他、法テラスや県・市の消費生活センター、各警察の生活安全課などの相談窓口があります。ご利用ください。

くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」

0120-39-6029
毎月第2土曜日は弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。